

令和5年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付けが始まります

国民年金保険料の納付に困ったら

収入の減少や失業などにより、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請手続きをすることで保険料の納付が免除または猶予されます。2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

令和5年度(令和5年7月～令和6年6月分)の申請は7月1日から受け付けます。また、マイナポータルを利用した電子申請もできます。詳しくは日本年金機構のホームページを確認してください。



▲日本年金機構
ホームページ

定額保険料 (月額)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万6,520円	1万6,590円	1万6,610円	
全額免除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 8分の4
4分の3免除	4,130円	4,150円	4,150円	全額納めた場合の 8分の5
半額免除	8,260円	8,300円	8,310円	全額納めた場合の 8分の6
4分の1免除	1万2,390円	1万2,440円	1万2,460円	全額納めた場合の 8分の7
納付猶予(※1)	0円	0円	0円	年金額に反映されない(※2)

※1 令和12年6月までの時限措置です。50歳未満の方が対象となります。

※2 納付猶予の期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

■審査基準(「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額」は、年末調整・確定申告で申告された金額です)

所得審査対象者	免除の種類	所得基準(申請年度の前年所得)
本人・配偶者・世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
	4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
本人・配偶者	納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

追納制度

免除・納付猶予後の保険料は、10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。ただし、3年度以上前の期間をさかのぼって納付する場合、加算金がつきます。

■問い合わせ先 ▽半田年金事務所 ☎(21) 2375

▽住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111(内1116)

国民健康保険税の納税通知書を送付

町の国民健康保険加入者の皆さんへ令和5年度の納税通知書を7月中旬頃に送付します。不明な点などありましたら住民福祉課医療年金係まで問い合わせください。

国民健康保険税の税率など

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)
所得割税率	6.5%	2.5%	2.5%
均等割額 (1人当たり)	2万6,000円	1万円	1万2,000円
平等割額 (1世帯当たり)	2万円	7,000円	8,000円
賦課限度額	65万円	20万円	17万円

※ 納付書で納付される方は納付忘れ・納付間違いにお気を付けください。

納税通知書と共に全ての納付書を一括して送付します。また、年度の途中で税額に変更があった場合は、変更通知と共に改めて納付書を送付しますので、必ず変更後の納付書を使用するようお願いします。

■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111(内1117・1118)

